

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年9月13日(2018.9.13)

【公開番号】特開2017-39886(P2017-39886A)

【公開日】平成29年2月23日(2017.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2017-008

【出願番号】特願2015-163674(P2015-163674)

【国際特許分類】

C 09 K 17/02 (2006.01)

C 09 K 101/00 (2006.01)

【F I】

C 09 K 17/02 H

C 09 K 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成30年8月6日(2018.8.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

作物用の土壤改良材であって、
シラス粉末を含むことを特徴とする土壤改良材。

【請求項2】

請求項1に記載の土壤改良材であって、
前記シラス粉末の粒度分布は、累積粒度分布の10%累積粒径(D_{10})が3.0 μm 以上8.0 μm 以下であり、50%累積粒径(D_{50})が27.0 μm 以上62.0 μm 以下であり、90%累積粒径(D_{90})が54.0 μm 以上132.0 μm 以下であることを特徴とする土壤改良材。

【請求項3】

請求項2に記載の土壤改良材であって、
前記シラス粉末の粒度分布は、累積粒度分布の10%累積粒径(D_{10})が3.0 μm 以上8.0 μm 以下であり、50%累積粒径(D_{50})が27.0 μm 以上54.0 μm 以下であり、90%累積粒径(D_{90})が54.0 μm 以上103.0 μm 以下であることを特徴とする土壤改良材。

【請求項4】

請求項2に記載の土壤改良材であって、
前記シラス粉末の粒度分布は、累積粒度分布の10%累積粒径(D_{10})が7.0 μm 以上8.0 μm 以下であり、50%累積粒径(D_{50})が53.0 μm 以上62.0 μm 以下であり、90%累積粒径(D_{90})が102.0 μm 以上132.0 μm 以下であることを特徴とする土壤改良材。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか1つに記載の土壤改良材であって、
前記作物用は、稻作用であることを特徴とする土壤改良材。

【請求項6】

請求項1から4のいずれか1つに記載の土壤改良材であって、
前記作物用は、野菜や穀類を栽培する畑作物用であることを特徴とする土壤改良材。